

P T A 団体傷害保険・賠償責任保険

高知県保育所保護者会連合会は、県連傘下の保護者会行事が少しでも安心して行えるようにと、
いうことで、保険（傷害保険、賠償責任保険）に一括加入しています。

取扱代理店（有）関総合保険企画
引受保険会社：（株）損害保険ジャパン高知中央支社

- ・ 保険責任の範囲：P T Aの管理下（注1）においてP T A行事（注2）に参加中の事故
（注1） P T A管理下とは、P T Aの指揮、監督および指導下をいいます。
（注2） P T A行事とは、日本国内においてP T Aが企画・立案し主催するまたは共催する行事でP T A総会、運営委員会などP T A会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます

1. P T A団体傷害保険

この保険では、被保険者（保険の対象となる方）が、P T Aの管理下においてP T A行事（行事に参加するための所定の場所と自宅の通常の経路の往復中を含みます。）に参加している間に「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った傷害について補償します。

- 被保険者（補償の対象となる方）
高知県保育所保護者会連合会傘下の保護者会会員、その保育園に通園する児童および保育士職員会員全員のほか、保護者会会員の同居の親族およびP T A行事への参加が事前にP T Aより認められている者。
- 保険金額（1名につき）
死亡・後遺障害保険金額：100万円
入院保険金（日額）： 1,500円
通院保険金（日額）： 1,000円
- 保険金をお支払いできない主な場合
 - ① 故意または重大な過失による傷害
 - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害
 - ③ 戦争、暴動等による傷害
 - ④ 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害
 - ⑤ 児童・生徒については「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害

など

2. 賠償責任保険（PTA管理者特約）

PTAが企画、立案、主催する行事遂行に伴う事故により生じた他人の身体の障害または財物の損壊に起因して、PTAが法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

● 被保険者

PTA（高知県保育所保護者会連合会傘下の保護者会）

● 補償する損害

- ① PTA活動に遂行中、被保険者以外の第三者（PTA会員を含みます。）に与えた身体の障害または財物の損壊につき法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ② PTAが活動するにあたって第三者から借り受けたスポーツ用具、各種教育資材が損壊、紛失、盗取されたことによって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

● お支払いする保険金

- ・ 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
身体賠償事故の場合 治療費、医療費など
財物賠償事故の場合 修理費、再調達に要する費用など
- ・ 被保険者が他人に損害賠償できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用
- ・ 損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用
- ・ 訴訟費用、弁護士報酬等の費用（事前に損保ジャパンの承認を得て支出したもの）
- ・ 被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用 など

● お支払限度額

- ① PTA活動遂行に伴う賠償危険の場合
対人 1名につき 1億円
1事故につき 5億円（自己負担額 0円）
対物 1事故につき 1,000万円（自己負担額 0円）
- ② 受託物に対する損害賠償危険の場合
対物 保険期間中 500万円（自己負担額 5,000円）
1名につき 10万円

● 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争・暴動等に起因する賠償責任
- ③ 地震・噴火・洪水・津波等による事故
- ④ 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など